

京都市子ども・子育て会議 第2回幼保推進部会
会議録

日 時	平成28年10月14日(金) 16:30~19:00
場 所	「コープ. イン. 京都」2階 202号室
出席者	安藤和彦委員, 稲葉英理子委員, 井上直樹委員, 柿沼平太郎委員, 清水智委員, 白井敞子委員, 杉田のり子委員, 藤本明弘委員, 升光泰雄委員, 松崎美幸委員, 丸橋泰子委員, 矢島里美委員, 吉田正幸委員
欠席者	天野珠路委員
次 第	議題 (1) 国から示された「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」への対応について (2) 保育提供体制の確保方策について

○荒木担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市子ども・子育て会議第2回幼保推進部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、保育課担当課長の荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様に議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。本日の会議につきましては、14名の部会委員に御参画をお願いしております。本日は、柿沼委員におかれましては、所用のため少し遅れられるとの連絡をいただいております。また、天野委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、現時点におきまして委員14名中12名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。本日は、事前送付いたしました資料1、資料2、参考資料により説明等を行ってまいります。それでは、早速ではございますが、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長にお願いしたいと存じます。安藤部会長、よろしくお願いいたします。

○安藤部会長

それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきます。本日は、国から示された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」への対応、保育提供体制の確保方策の2つの議題について意見聴取等を行っていきたいと考えております。会議の予定としては19時までを目途として進めてまいります。長時間となるため、1つ目の議題の終了後に短時間の休憩を設けたいと思っております。限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、まず、1つ目の議題の『国から示された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」への対応について』、事務局から説明をお願いします。

■国から示された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」への対応について

事務局（上田保育課長）から、資料1及び参考資料を用いて、国から示された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」への対応に関して説明。

○安藤部会長

本日は、前回の当部会での意見等を踏まえて、保育所等への臨時的な受入れ強化の推進

及び保育所等における保育士配置の弾力化について、京都市から対応の方向性の案が示されました。保育所等への臨時的な受入れ強化の推進については、京都市から緩和しないとの方向性が示されましたが、これに対して、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○丸橋委員

NPO法人子育て支援コミュニティおふいすパワーアップの丸橋です。子育て支援員研修をされているのは以前から聞いていますが、具体的な内容が分からないんです。具体的にどのような研修で、その成果をどのように確かめているのかと思っています。

今年の3月に終了しましたが、『ひまわりサポート』という産前産後訪問支援事業と集団保育事業をしております。保育園を辞めた保育士さんやベビーシッターさんが、多いときは40名ほど働いていました。その中には、資格を持っていなくて、熱意はあるけれども、目の前の子しか見ることができず、全体を見渡せなくて子どもが怪我をしても平気な顔をしている人もいました。その研修の成果を誰がどのように確かめているのか。ちょっとアルバイトしたい、お金がほしいという人を含め、いろんな人を受入れてきた保育事業をしていた反省点を含めて伺いたいです。

○上田保育課長

子育て支援員研修についてですが、私が申し上げたものは、厚生労働省から研修内容が示されている分でございます。小規模保育事業所B型を実施される場合は、保育士資格がない方については必ず受けていただかないといけないので受けていただいております。あるいは、小規模保育事業所A型や保育園、認定こども園などでも、もし御希望があれば受けていただいているというようなものです。現在京都市では、一般の方に受講していただいているものはございません。基本的には、施設・事業所従事者あるいは従事予定者の方に受けていただいているという状況です。

内容についてですが、国が示している内容では、いくつかのコースがございます。例えば、放課後児童クラブ向けのコースや、乳児院の補助的職員向けの社会的養護コースといった様々なコースがありますが、保育課で実施しているのは地域保育コースということで、先程申し上げた小規模保育事業所等で保育従事者として従事される方を対象にしているものでございます。

これにつきまして、どのような内容かと申し上げますと、まず基本研修で概ね1日、専門研修で概ね3日となっております。それに、保育施設・事業所での見学実習で2日取らせていただいております。研修の中身ですが、基本研修では、広く一般的な入口の部分ということですので、例えば、子育て支援制度を理解していただくための講義でありますとか、あるいは、保育の原理や子どもの発達の入口の部分について、講義を受けていただく。また、特に支援を必要とする家庭もございまして、例えば子どもの障害でありますとか、児童虐待とはどういうものかという講義を受けていただくといった内容が中心にな

っております。そこから先の専門研修というところですが、これにつきましては、乳幼児の生活、遊び、発達、食事、このあたりのことについて一通り、また、小児保健についても学んでいただきます。また、心肺蘇生法等をはじめ、安全の確保やリスクマネジメント、あるいは、保育者としての職業倫理とはどういうものかということも含まれております。さらに、保護者への対応等を学ぶようなカリキュラムになっています。一通り講義を聞いていただくことになっており、保育士の資格を取るように専門的に履修する形ではないですが、内容としてはこのような形になっています。先程申し上げました見学実習につきましては、養成校の学生さんの実習とは違いまして、実際自分ではやらないですが、1日の流れを見学させていただいて学んでいくということを2日設けているという内容でございます。

○丸橋委員

この講習については、どなたがされているのですか。

○上田保育課長

研修機関に委託をさせていただいております。

○丸橋委員

研修機関とは具体的にどういったところですか。

○上田保育課長

カリキュラムを実際に研修できる機関がございますので、その事業者の方に委託しています。また、見学実習につきましては、市内の保育園や小規模保育事業所さんに御協力いただいているところでございます。

○丸橋委員

小規模保育事業所の運営責任者の方がそれで大丈夫であれば、実際に働かれるということですね。

○上田保育課長

御質問の中に、それをどう検証しているかということがあったかと思いますが、これにつきましては、修了されましたという認定を京都市としてはさせていただいております。その後、どれだけ身につけているかを確認していくといったところは、今のところ仕組みとしてはございませんので、実際に仕事をされている施設・事業所でフォローアップをしていただくという形になっています。

○丸橋委員

ありがとうございました。

○矢島委員

『1 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進』について、京都市においては、全国に先駆けて国基準を上回る配置基準を条例で定めていただき、また、今年度からは、1歳児を1歳半まで4対1で保育できるようにしていただいております。それにより、現場が安心して保育できると同時に、児童を受け入れやすい状況が作られていると思っております。

前回出た委員からの意見を反映していただいて、対応の方向性を示していただいたということで大変嬉しく思います。

それからもう一点、5ページの「臨時的な措置であることを明確にするため、適用期限を設定する」とのことで国の方では当分の間と言っていますが、具体的な適用期限があれば教えていただきたいと思います。

○上田保育課長

5ページの適用期限についてですが、またこれから検討が必要かと思っています。今の段階で考えているのは、幼保連携型認定こども園では、保育教諭というのは保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持たないといけません、平成31年度末までは経過措置としてどちらか片方だけの資格免許で良いということになっていますので、一つの考え方として、それに揃えるような形で一旦期限を設定するというのはあるのかなと思っています。

○井上委員

5ページのところですが、歳児別配置基準による必要な保育士と公定価格上の必要な保育士について、私は保育園の園長をしておりますので分かるのですが、委員の中には分からない方もいらっしゃると思いますので、説明をしていただけたらと思います。

○上田保育課長

参考資料の1ページ目の真ん中あたりに、保育所の歳児別保育士配置基準がございます。国基準と市基準を並べておりますが、市基準を御覧いただければと思います。0歳児ですと、子ども3人に対して保育士1人というような見方になります。これに基づき、実際の利用児童の歳児と人数に応じて必要な保育士数が出てまいります。それが、2ページ目の下の箱書きのAに当たる部分になります。

また、公定価格上必要な保育士数というのは、3ページ目の下の箱書きの歳児別配置基準により必要な保育士数だけで保育をしているわけではなく、公定価格に含まれる配置すべき保育士というのがございます。その部分をBと記載させていただいております。公定価格に含まれている保育士とはどういうものかということ、保育標準時間対応のために配置される保育士や休憩対応のための保育士、あるいは主任保育士専任化のための代替保育士などで、これについては要件などが決まっている状況でございます。これらを足し上げた数というのが必要な保育士数になっています。

○杉田委員

市民公募委員の杉田と申します。現場の保育士として発言させていただくとすれば、今現在、保育園で働いている保育士といたしましては、非常に社会的な認知が低いと感じている保育士が非常に多くおります。これだけ一生懸命全ての時間をかけてやっているのに、どうも仕事内容を理解してもらっていないと感じる保育士が非常に多くおります。段々非常勤の保育士さんも増えてこられました。他の業種もそうだと思いますが、その中でも、イメージをしていただくなれば、0歳児は3対1で保育しています。子ども3人に対して保育士1人、6人であれば2人です。その中で保育士は子育て支援が義務になっています。

保護者が来られましたら今日の様子をお伝えするだけでなく、御家庭のことなどをお聞きして、楽しんで子育てできる、そして子どもの成長と一緒に喜べるような支援を心に置き、子どもの発達や社会的な情勢も頭に入れて、笑顔でお話をさせていただいている日々です。子どものことを見ながらお話をしていますが、1人のお母さんと話をするとすると、もう1人の保育士が子どもを見るということも多々あります。例えば、そのうちの1人が私で、もう1人の方が支援員の研修を受けられた方となりますと、やはり落ち着いてその保護者の方と話をすることが非常に難しいので、本当に心から支援をしていけるかというところが不安になりますし、保育士の社会的な認知・認識がますます低下するのではないかと、いうところが非常に、保育士不足は十分分かっていますが、危惧しています。当分の間ということですが、平成31年度までということかもしれませんけれども、平成31年度までですと雇われる方も、それだけのモチベーションを持って現場に入って来られるかどうかという不安もあります。やはり、一緒に同じ立場で子どもや保護者に向かっていけるようなモチベーションを高く持っていけるようにしていきたい。保育士は国家資格ですので、そこを十分御理解いただきたいと思います。

○松崎委員

私は、幼稚園の現場で働いております。同じ幼児教育の現場ということで、今、杉田委員が仰ったことは切実に感じます。私たちは責任を持って子どもたちの命や子どもたちの将来を預かっており、日々の積み重ねがすごく大きいです。免許を持って働いている現場の職員において、正規の職員とパートの職員、補助の職員という職員の棲み分けの場合に、やはりお母様方に対して保護者会をするにしても、子どもたちに対応するにしても、免許を持っているからといって、補助やパートで働いていただいている先生には一定以上の責任は持っていただけません。だから、日々の目の前の子どもの保育はしていただいても、それ以上の責任を持って保護者に対応するとか、カリキュラムを組むとか、子どもの将来に渡るアプローチを考えていくことはしていただけていない。保育士不足はもちろん良く分かっていますが、実際のところ、今まで国家資格がないとできなかった子どもたちの教育という部分の枷を外すということの大きな責任を行政にもしっかり考えていただきたいと思います。

また、国の基準に対して疑問を感じています。今、一億総活躍ということで保育士不足、待機児童解消というようなことをすごく国から言われていますけれども、本当に将来を託す子どもたちにとっていいことを、私たちはしようとしているのだろうか。この間、最後に10年後ばかりを言っていて、今日先のことを考えないわけにはいかないというお話がありましたけれども、将来を担っていつってくれる子どもたちを育てるために、今大事なことを間違えてはいけないんじゃないかとすごく心配しております。

○升光委員

前回、色々とみんなで意見を出し合って、国基準までの緩和に対して、このいたしかないとも言える状況の中で、保育の質を低下させない、緩和を認めるべきではないというこ

とを、今回の京都市がお示しになられたことは本当に評価できることだと私も思います。ただ一方で、現場で働く保育士の方、教諭の方の状況はどうなのか。また、待機児童問題を解消するために、どんどん広げていって、その器を作るなり、時間を延ばすなりということ自体どうなのかということは別に考える場を作らなければならないのではないかと思います。京都市の子ども・子育てでは、真のワーク・ライフ・バランスを掲げていて、うたい文句としてはすばらしいことだけれども、一体何が真のワーク・ライフ・バランスなのかということについては、メスが入れられていないのではないかと。社会全体、施設側の問題としても考えていかなければいけないという気がします。以前、フォーラムで市民の方から色々な御意見をお伺いするなどしましたけれども、今この時点で、改めて未来の京都の社会をどういう風にしようとしているのかということとを並行して検討していかなければならないという気がしつつ、今回のことに関しては一定評価して、前に進まざるを得ないのかなと。ただ、個別の切実な問題については非常によく分かります。

○白井委員

元京都市昼間里親連絡会の白井でございます。0歳の教育というのは非常に大切に、保育現場に役立つための実践力が今すごく問われており、実際、私は京都市昼間里親として、母親や祖母の代わりをやってきましたが、それが伴わないスタッフがすごく多いです。以前から提言させていただいておりますように、基礎力からはぐくむ、母子保健法と児童福祉法との連携により、親前教育のところから始めていただくことが大切であり、保育士資格があればいいということではなく、資質、能力とか、現場で役立つための実践力が十分養われるようなシステム作りから同時にやっていただく必要があると思います。

○吉田委員

おそらくそれぞれのお立場の思いでの御発言で、大きな根っこがずれているわけではないのだろうと私は思っているのですが、ただ、今回の課題となっている件の捉え方にややずれがあるのかなと思います。

例えば、保育所は朝7時から夕方6時までの11時間開所しているところが一般的だと思いますが、朝7時過ぎに0歳のお子さん1人だけが来るとすると、配置基準上は1人の保育士でいいのですが、そこで外来者が来たり、電話があつたりと色々なことがあり得るので、子どもの安全安心のためにもう1人置かなければいけないという、このもう1人を子育て支援員に代えることができるという意味であって、例えば0歳児が3人、1歳児が2人来るとすると、基準上、保育士を2人置かなければいけないので、その場合にはもう子育て支援員の人がいればいいという話ではありません。また、子育て支援員の人はその後もサポートはするけれども、保育のメインの仕事をそのままやるわけではありません。子育て支援員の方がずっと保育士と同じように保育するようことをイメージされているようなので、そのことは共有していただきたいというのが一点です。

それからもう一点、事務局に教えていただきたいのですが、国の方は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を挙げているのですが、京都の場合は、幼稚園教諭に限るということ

で、小学校教諭は5歳児だけということで現実的ではないと思うのですが、あえて養護教諭を外された意味はあるのでしょうか。

○上田保育課長

まずは幼稚園教諭につきましては、この特例措置の期間が終わっても、一旦ある園で働き始めていただいたら、長くお勤めいただける方がいいと思っております、幼稚園教諭は特例制度を使って保育士資格が取りやすいということが大きな要素としてございました。そういう意味で言いますと、それ以外の2つの免許についてはそこから少し外れてしまうということが1つですね。それから現実問題として、養護教諭の免許をお持ちで、今現在学校等にお勤めされていない方というのがごく少数と思われましたので、あえて対象とするところまでは至らなかったということでございます。

○安藤部会長

今、吉田委員が仰ったように保育士の仕事そのものをずっと補助者がやるわけではなくて、保育士の仕事のうちこの部分は任せられるけれども、この部分はやってはいけないというような分類の検討も合わせて現場の方でやっていただく必要がありますね。あらかじめ分類しておかないと、丸々全部サポートしてもらうとなると大きな課題が出てくると思います。

それでは次の保育所等における保育士配置の弾力化について、京都市から保育士による保育を大原則としつつ、昨今の保育士確保の状況を踏まえ、限定的に実施する方向性が示されましたが、これに対し、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○藤本委員

京都府私立幼稚園連盟の藤本と申します。私は先程、升光委員が仰ったように、資料1に書いてある本市の方向性というのは、色々と皆さんの意見を聞き取りながら、なるべく質の低下を最小限に抑えるという苦肉の策でお出しになっているのかなということで、基本的にはこの方向が是非とは思いませんが、やむを得ないのかなという印象を持っています。ただやはり確実にこれは本来の姿ではないことは間違いないですよ。本来の姿が保てない現状があるということを放置しておいていいのかと。この基準はやっぱりやむを得ないからこれでいかなければ仕方ないけれども、本来の姿が保てないという現実を何とか知恵を出しながら改善していかないと、それこそ先程も杉田委員も仰ったように、保育士さんという一生懸命働いておられる立場の方に全然光が当たってこない。そして、子どもたちも本当にこれで質の高い保育を受けられるかどうかということもなかなか保障できない。その辺のところを抜本的に掘り下げて、合わせて考えていかないと、このことだけを解決して万事問題ないというわけではないと思います。それから、私は免許は大きな意味合いを持つと思います。そのために免許があるわけですからね。基本的に無免許運転の人がいたら罰せられるわけですから、これはかなり法律的にはアウトな状況を作ろうとしているわけです。ただ一方で、国家資格である保育士さんだけでなくこの先いけるのかという現実もありますね。そういう現実もどういう風にしたら解消できるのかということも

あると思いますし、それから、国家資格を持っていたらいいのかと。言い方は悪いですが、お医者さんだって医師免許を持っていても色々なお医者さんがいると思います。資格を持っている人がイコール素晴らしいということにはならないですね。また、現場で経験を積むだけでその先生のキャリアはアップするのか。これは幼稚園の先生でも、保育園の先生でも、決してそんなことはないのは皆さんお分かりですよ。やっぱりそこにやりがいを持ちながら、ゆとりを持ちながら、そして自らが研修をしていくというようなサイクルが必要で、それが今、保育士の世界で実際に機能しているのかどうかというのも大事なところなので、しっかりと見ていかないといけない。そういうような色々な角度から見ていかないと、もちろん今日の議題はこの資料のとおりなのですが、これをやむを得ないから実施するというだけでおしまいにしてしまうのでは何も意味がないと思います。毎回どうしてもしようがないとは思いますが、国からの提案をここで議論するというような受身のやり方に留まっているのが非常に私は残念だと思うので、これは京都市の方も京都独自の、京都ならではの、と何度も仰っているのを、是非国から言われていることを議論するだけでなく、京都市としてこういう方向でしないかというような前向きな議論をどこかですべきではないかなと思います。

○矢島委員

大変素朴な質問で、知らないのを教えていただきたいのですが、今保育現場で幼稚園教諭がどうかという話が出ているのですが、反対に幼稚園現場で保育士資格だけでお仕事をされている方はいらっしゃるのでしょうか。その辺、幼稚園現場を知らないのを教えていただきたいです。

○藤本委員

一園長としてお答えすると、基本的に幼稚園免許を持っていない先生は教職には立てませんので、もちろん担任は持てませんし、教職としての登録もできません。ただし、フリーのサポートする立場、あるいは預かり保育などで園長がその人を適格と認めれば、それは私立幼稚園としては問題ないところだと認識しています。ただ、例えば正規の先生が研修に出かけて、わずかな間だけでもその保育士資格しかない人がクラスを担当していて、何かことが起こったときには問題となりますよね。あくまで担任という立場では関わってはいけないということです。実際に私の園でも保育士資格しかない方もいらっしゃいます。そんなに多くはないと思うのですが。

○矢島委員

そういうことであれば、保育現場も同じようなものなのかなと。全責任を資格のない人が負うわけではないと思っておりますので、その辺り緩やかに考えていけばいいことなのかなと思います。資質の問題もありますので、資格があるからないからということではなくて、資格がなくても、いつも白井先生が仰っているように、資質が高い方もいらっしゃいますし、養成校を出てきて、我々現場で新採として受け入れたときは、どんぐりの背比べと言ったら失礼な言い方になるのですけれども、多分同じようなものだろうと思います。

そこでどう成長していくかというのは本人の問題もありますけれども、やはり受け入れる我々現場の問題でもあると思うんです。今、杉田委員は現場にいらっしゃるんですね。お話を聞いていて、すごく理路整然とされているし、保育現場の代表だなという御意見を常に仰っていますので、現場に入られて何年目か分かりませんが、多分今仕事されている園がそういう土壌がある良い園なんだろうな、そこで育ってこられた部分も多いんだろうなという風に思っています。

○升光委員

私立幼稚園の一園長としてですが、藤本先生が仰られたのと全く同じ状況です。確かに、現場で保育士資格のみ、または、看護師資格の方もいらっしゃいますが、現場で育って、サポートする立場で働いていらっしゃいます。やっぱりそれぞれの資質というのは同時に加味されるのかなと思います。

○矢島委員

安心しました。ありがとうございます。

○丸橋委員

おふいすパワーアップの丸橋です。京都の教育水準が高いということは非常に素晴らしいですし、大学入学率は京都府が全国一なんですね。その分、お母さん方はどれだけ教育費がかかるのかとすごい不安を抱えていて、私の方は保育園の入園相談を日々たくさん受けていまして、みんな顔が引きつっていて、ものすごく不安だらけで、鬱になっているような人もいますね。そういうこともあるので、私は先程聞いた研修の内容がどこかの機関に委託されて、京都市が責任を持っていらっしゃるなど、はっきり言うところとちょっとがっかりしたんですね。ですので、よく言う地域限定保育士のような、京都のきちんとした基準を作られて、なおかつ、保育士の資格というのはそれこそ今、通信教育で育休中にとったとかで、ものすごく受かっている人が多いですよ。取ったけれど、何も保育のことが分からずに、どこの保育園が良いんですかと相談を受けることもあります。なので色々な点で、せっかくなんだから、京都市ならではの地域限定保育士で、研修も受けてもらって、なおかつ、3年以内に本当の国家資格を取得するように頑張ってもらいたいようなことを何かしていただきたいと思います。

もう1つは、働く女性、特に働く母親の応援をしている身としましては、正直なところ、本当に皆さん頑張っているから、実際に幼稚園教諭さんも保育士さんも頑張っているから。マハタラ、パワハラということも聞きますし、一生懸命やりがいを持って、保育士、幼稚園教諭をされている母親である女性が働き続けられるように、産休や育休も含め、京都市が何か非常に大きく行動する必要があると思います。一度辞めてしまうと、子どもが大きくなってから復帰しようと思っても、だいぶ前の資格になってしまう。また、現代社会は大きく様変わりしていて、働き方も非常に変わっている時代なので、教育のレベルの高い京都市で、私は0歳児から教育だと思っていますので、保育園義務教育化というのがすごく良いなと思っています。

もう1つだけどうしてもお伝えしたいのが、以前、八幡市の認定こども園さん取材したときにすごく良いなと思ったのが、幼稚園教諭の方が0歳児、1歳児、2歳児の保育を経験したことで、改めて3歳児以上を担当したときに、その小さい頃の積み重ねがその後の子どもの成長に与える影響をものすごく実感できたと仰ったことです。また、小学校教諭の方が自分の子どもを保育園に入れられると、どれだけ小さいときからの教育が大事かということを理解されるので、色々な点でそういう資格のある方が、もっと下の年齢の子どもたちが成長していく実践現場を、自分の子どもだけでなく、現場の人も含めてみんなの成長を共有できるような、何か京都ならではのことができればと思い、発言させていただきました。

○上田保育課長

少しだけ御説明を加えさせていただければと思います。子育て支援員研修を委託していることで、市が責任を持っていないと感じられたという御発言がありましたけれども、委託事業の場合は、実施主体は京都市でございます。また、働き続けられるようにとか、ブランクのある方がもう一度お仕事をされる場合ということなのですけれども、保育士のことを例に取って申し上げますと、今現在、京都市の方では京都市保育園連盟さんの御協力をいただきまして、再就職をするためにブランクがある方に対して、実技も入れたような形で研修をしております。また、保育士資格を取ったけれども現場の御経験がない先生方もいらっしゃると思いますので、そういった方に向けても、実技も加えた研修のコースを作っているというふうにしておりますので、是非御活用いただければと思っております。今年度については、年4回、コースを設定してございまして、まだ年度後半の分が申込みをしていただければと思いますので、もしよろしければ是非御案内いただければと思います。

○松崎委員

幼稚園の一園長として、うちの園では幼稚園免許を持っていない職員は働いておりません。先程、例として自動車の運転免許が出たのですけれども、それと同じで初心者の方、2年目、3年目の方が事故を起こすことはあり得ると思うのですが、無免許で事故を起こすのと、免許を持っていて事故を起こすというのでは、やっぱり社会的に違うのと同じように、現場における責任ということにおいて免許の大きさというものは外せないところがあると思います。

また今、丸橋先生が仰ったみたいに、0歳からの保育のことですけれども、私は幼稚園の立場としてお母さんを迎え入れている昨今ですが、自分が働いていないのが悪いことのように思っておられるお母さんがいらっしゃいます。でも、私としましては、お母さんから子どもを育てるという喜びを取ってはいけないなとずっと思っております。女性がきらきらと働くことももちろん大事なことでありますけれども、家庭においてしっかりと我が子と向き合っただけの子育てをしていける安心感というものが京都からなくなるのはいかかなものかなと思っております。そのためには、お母さんが孤独に子育てしてはいけませんし、産休や育休が十分に取れて、それを十分に保障できる、また、家庭において我

が子を育てていく大事さということも大切にしていっていただきたいと思います。

○丸橋委員

ありがとうございます。私の方で1つだけ追加したいのですけれども、要するに今、先生が仰ったように、そんなに働きたくない、働かなくてもいい、大事な子どもなのでごく向き合っていたいという方はそういう方でその道を選び、どうしても働かなくてはいけない、働きたい方はその道を選ぶというような、お母さんが自分の道を選ぶことが大切なのですけれども、それが今、本当にこれから働かなければいけないけれども、求職中の方は保育利用のポイントはたったの5点で、保育園入園は難しい。逆に保育園に預けなくても大丈夫な方が預けることでそういう保育園に入れなくてはいけない人に影響が出てしまうのもおかしいことなので、預けなくても大丈夫な方は自信を持って子どもを家庭で大事に見られるようにしていかななくてはならない。お母さんが自分が行きたい道を選べないというところが根本的におかしいので、そこを何とかしない限り、ますます少子化が進むと思います。生むのが不安、育てるのが無理というのが、京都で少子化がどんどん進む原因だと思いますので、その対策を考えてしていくうえでこの会議は重要だと思います。

○白井委員

元京都市昼間里親連絡会の白井でございます。先程来、丸橋先生が仰っているように、少子化については是非対応していただきたいのですけれども、大阪ではずいぶん前から地域育児支援士というのを認定していますが、京都でもこれを導入できるのではないかと考えています。また、赤ちゃん事業の枠組みでは、児童福祉法第21条の10の3に基づいて幅広く人材を発掘して、候補者としていくことになっている。うちにも看護師さんがよく求職に来られて、お給料がすごく高くて、とてもじゃないけれどもうちでは雇えないけれども、能力のある方はたくさんいらっしゃるの、その辺のところを母子保健とも連携していただいて、京都市独自の地域育児支援士の導入といったことも夢ではありますが、提案させていただきたいと思います。

○矢島委員

意見2番をまさにこうだなと思いながら読ませていただきました。資格の問題なのですけれども、仮に条例で弾力化できるようにしたとしても、各施設が実施するかどうかは自由であるということがあると思います。また、最後の方に、無資格という言葉が使われているけれども、誰でもいいというわけではなく、子育て支援員の研修を受けた人等の条件があるということです。やはりこれというのは大事に受け止めさせていただかないといけないかなと思っております。そういった方をできるだけ雇用しなくてもいけるようにということだとは思いますが、それでも今、人材不足が多い状態なので、こういう道もありながら、責任を持って保育できる状況を作っていくことも大事なかなと思っております。

○安藤部会長

なかなか幼稚園教諭と保育士とが比べられない部分もあると思いますし、共通する部分

もあると思いますので、なぜ比べられないのかというところもまたそれぞれの団体等で御検討いただいたらと思います。

それでは、様々な御意見を頂戴したのですが、時間の関係もございまして、この辺りでこの議題についてはここまでとしたいと思います。何か御意見がございましたら、お手元にあります御意見票に記載のうえ提出いただきましたら、事務局でこのようにまとめてくれますので、お願いいたします。それでは、次の議題に入ります前に、5分程休憩を取りたいと思います。

○安藤部会長

それでは、次の議題に移ります。2つ目の議題の『保育提供体制の確保方策について』、事務局から説明をお願いします。

■保育提供体制の確保方策について

事務局（長谷川施設整備・待機児童対策担当課長）から、資料2を用いて、保育提供体制の確保方策について説明。

○安藤部会長

ありがとうございます。今、説明をいただいたのですが、これについて、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○吉田委員

1つは、私は京都の事情に詳しくないので、先程の別紙4の定員の入所児童と定員外の入所児童というのが全く理解できないので教えていただきたいのと、もう1つがおそらく多くの委員がそうだと思うのですが、机上の計算でこういう風になるんだろうとは思いますが、この部会でこれを御説明いただいてどういう意見を求めようとされているのかがそもそも分からないので、その2点について教えてください。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

まず別紙4なのですが、定員外入所につきましては、定員の弾力化ということで、新制度の下では120%までが基本ということになっているのですが、定員を超えて入所している児童数について記載をしているところです。定員外と定員割れが並んでいるのですが、これは一部の園では定員外入所があつて、一部の園では定員が割れているところもあるということを示しております。定員割れの理由としましては、基本的には新設の保育園で最初の数年間は上の方の歳児が埋まらない関係などがあります。そういうわけで定員外と定員割れは分けて記載しております。

それともう1つのどういう御意見をいただきたいかということなのですが、具体的な地域間の調整等につきまして、なかなかこの場で御意見をいただくというのは難しいかなと思うのですが、そもそもこの事業計画につきましては、幼児教育・保育部会の方で御議論

いただいて、子ども・子育て会議の方で意見をいただいたうえで策定をしておりますので、そういったことも含めて、その後の進捗管理についてお知りおきいただくということと、大筋の考え方を御説明しましたけれども、その提供区域間や確保方策間の調整の考え方がこういったことでいいのかどうかといったことについて御意見をいただければと思います。

○吉田委員

私の理解不足なのかもしれませんが、そうすると例えば別紙4で北1を見ると、定員が810人、定員外が125人いて、これは定員を超えた分ですから、これらを足した935人が入所児童になるのかなと思ったのですが、928人となっているので、この数字が合わないというのはどう理解したらいいのかということと、別紙1の例えば北1で、保育所等の平成27年度末の確保状況、②のところは935人と、これはまさにその定員と定員外を足した数になっていて、入所児童の数だけが違っているのがちょっとよく分からないので教えてください。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

入所児童の数につきましては、定員と定員外を足した数から定員割れの数を差し引いた数になっており、北1については、定員が810人で、定員外入所が125人で、定員割れが7人ですので、それらを足し引きして928人ということでございます。ただこの定員割れの7人につきましては、増改築した分の定員がまだ埋まっていないというところでございますので、受入枠としてはこの7人分も含めて確保できているだろうという風に考えております。そういう意味で別紙1の数字については、定員と定員外を足した数になっております。

○柿沼委員

全国認定子ども園協会の柿沼です。意見という形になってしまうと思うのですが、確保の数の方はこういう形で進めていくんだと思うのですが、小規模保育事業所を利用してということなので、私自身も小規模保育事業所をやっているのですが、マスコミ等でも言われているように、小規模保育事業所を今作っていても3歳の壁があって、3歳以上の保育の確保というものがここでどのように考えられているのかということが大きな課題になると思うのです。小規模保育事業をやっていくうえでは、連携施設が非常に重要であって、3歳以上の保育の確保だけではなくて、日常的な確保もしていけないと、前の議案であったように、保育の質の向上という面でも、小規模保育B型になってしまうと半分は保育士ではないですし、じゃあA型であっても必要保育士がかなり少ないですから、ぎりぎりやっていて、なかなか有休等も取れず保育士さんが疲弊していくような状態なので、連携施設とどう連携していくかということが大きな課題になるのかなと思います。数が確保できても、質が下がっていくということは良くないのかなと。

もう1つ、今、私自身も非常に危惧しているというか、これで事業計画自体も大きく変わるんじゃないかと思っているのが、配偶者控除の撤廃について、来年度はやらないとい

うことですけれども、精査事項が減って行って近い将来実施されるのかなと思っています。そうすると、この31年度までの計画では大きなブレはないにしても、その後は今1号の方が配偶者控除がなくなることによって働き出す、女性の社会進出も含めてですけれども。そうすると、この2号の必要量というのがかなり変わってくるような気が、個人的にはしています。小規模保育事業で今の待機児童は解消できたとしても、将来的に小規模保育事業から3歳の接続で待機児童になるというのも考えられてくるのではないかと思うので、5年後のタイミングなのかは分かりませんが、幼稚園の預かり保育も含め、事業計画について、そういった抜本的な議論が必要になるんじゃないかなと思っています。ただ先程御説明があったように、保育所用地の確保が難しかったり、保育士確保の問題などもありますので、そういうこともトータルで考えて当たる時期になったのかなと個人的には思っています。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

3歳の移行児の問題なのですが、今仰ったように幼稚園預かり保育も十分に活用しながら、ニーズ調査の時点にはなりますが、8.5時間以下の比較的保育の時間が短い方が45%ほどいらっしゃるということで、そういう方については、十分幼稚園預かり保育の方で確保できるだろうという考え方で、この事業計画を策定しております。今の状況なのですけれども、幼稚園預かり保育につきましては、27年7月の調査時点では2,016人の方が利用されていまして、今年7月の調査では2,123人の方が利用されているということで、100人以上増えているということでございます。

連携施設の問題につきましても、開設の相談があった際にはまずは連携施設の確保をしっかりやってくださいということを義務付けではないですが、指導させていただいております。

○柿沼委員

今の御説明で理解はしているのですが、ただ市民感情というか保護者の方からすると、3号の方は基本的には2号ニーズであって、幼稚園の預かり保育が良い悪いという話ではなくて、十分確保されていることは分かったのですが、その方が2号を希望された場合はずれが出るということだけは意見として出させていただきます。あくまで幼稚園の預かり保育がどうという話ではなく、個人が選ばれることだと思いますので。

○松崎委員

一園長として、幼稚園預かり保育の実態なのですけれども、今年度募集をしましたときに、やはり3歳になったら保育所に行けないから、受け入れてもらいたいという保護者の方が何人かいらっしゃいました。また、うちの幼稚園では預かり保育をしておりますので、3歳になったら是非幼稚園に入れたいという御意見もあります。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。今、柿沼委員が仰ったことは本当にそうだなと思います。私立幼稚園として、京都市が預かり保育を充実していただいたということは大変大きな一歩だ

と思いますし、やはりそれが確保の1つの受皿になり得るという風に本当に感謝をしているところです。その一方で、実際に保護者の人が幼稚園を選ぶか、保育園を選ぶかと考えるときに、前にも本会議で升光委員が仰いましたが、やっぱり入所決定の時期が余りにも違い過ぎて、連携施設になれても、保育所は年度末、幼稚園は10月1日ということが、選ぶ方にとってはものすごくハードルが高くて、もちろん乳児さんは発達のこととかも色々あって難しいかもしれませんが、3歳以上の子であれば、もう少し前倒しをするべきではないかと。その辺を歩み寄っていかないと、実際の連携施設として難しいのではないかなと思います。そこは色々行政手続き的に難しいところがあるのかもしれませんが、やはりこれは大きな視点で歩み寄っていただくことができないかなという風に思っています。

もう1つは、うちも升光先生の幼稚園も右京区なのですが、右京の福祉事務所の方が初めて園に来てくださって、大変嬉しく思いました。やっぱり一覧をお渡しいただくだけでなく、実際に園を見に来ていただくことは大変大きなことだと思いますし、これをもう一步進めて、ケースワーカーの方に園を巡回していただいて、どういう幼稚園で、どういう雰囲気かということをお伝いいただけるような状況になると更にいいのかなと思います。

それから前にも言いましたが、2歳からの子どもたちをしっかりと幼稚園で受け入れる受皿を整備していただくということも、連携施設というところとは直接関係はしませんが、待機児童の解消という意味では非常に大きな役割を果たせると思っていますので、確保の方向性としてはこういう風にお考えになるということは理解できるのですが、その辺りのことも是非セットで、色々歩み寄っていただく必要があるのかなと思っています。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。先程から出ておりますように、小規模さんと連携施設、あるいは、3歳児の受入れということは連盟といたしましても御協力させていただきたいのですが、各保育園からの声も出てきておまして、特に育休明けの方の対応として1歳児を限界まで受け入れており、その1歳児がそのまま2歳、3歳と持ち上がりまますので、3歳の枠も既にいっぱい近く、更にその上に受け入れるというのが難しい状況があると聞いております。

また、単に3歳児1人、2人の受入れだけであれば可能であっても、連携施設には3つの要件がありまして、例えば小規模さんで職員のお休みの対応のために保育園の保育士さんを派遣することであったりといったところは、ハードルが高いこともあるのではないかと。また、資料を見ていただいたら分かるように、近隣に小規模がないところもある一方で、西京区さんなんかは小規模が非常にたくさんあるのに比べて保育所さんの数が厳しいというような地域性もあります。ただ京都市さんから保育園連盟や各団体に強く要請が来ておりますので、連盟としてもこれからも協力させていただきたいと思います。

藤本先生が仰っていただいたように、幼稚園さんの方も預かり保育で頑張っていただい

ていますし、我々も頑張らせていただきますので、京都市さんにうまく調整いただきまして、子どもたちがスムーズに移行できる、また、幼稚園さんの方にも勧めただければと思います。京都市さんが非常に努力されていることは良く分かっておりますので、我々もできる限り御協力させていただきたいと思います。

○荒木担当課長

藤本先生の方からお話がありましたように、幼稚園は10月1日で利用が決まるのに対し、保育園は11月1日から例年受付を開始しておりまして、1月に入ってから一斉面接を各区でやっております。この一斉面接というのは政令市の中でも京都市独自のやり方として、書面審査だけで終わる政令市も結構多いのですが、対面で書類に表れないことも含めて聞き取りをさせていただいており、このようにきめ細かに利用調整を行っている関係で時間がかかっており、内定通知が3月初旬になってしまうということで、保護者の方や保育関係者の方からももう少し早くしていただけないかという声をたくさんいただいております。年々少しずつ前倒しにはしているのですが、抜本的にはなかなか難しい課題でございます。

また、連携施設のお話もございました。私どもも、地域型保育事業所さんは5年の経過措置の間に、3つの要件の連携の協定を結んでいただかないといけないということがございますので、事業所任せにするのではなくて、京都市自ら機会あるごとに保育園連盟さんや幼稚園協会さんの理事会等に出席をさせていただいて、色々とお願ひさせていただいております。園長先生などからお聞きしておりますと、先程、井上委員からもございましたが、具体的にどんなことをすればいいか良く分からないので、連携施設になることを躊躇してしまうというお声も聞いております。そこで、今年の7月に各区の園長会を回らせていただいて、例えば、まずは保育園の発表会に小規模のお子さんにも来ていただいて発表していただくと、そこに小規模のお子さんの保護者の方も来られますので、そういった中で、保育園の年長の子どもたちの生き生きとした姿を見ていただいたり、また、どういうことをされているのかということも分かって、関係もできてきますので、そういうことから日々の連携をどんどん進めていただくといったようなことをお伝えさせていただいたり、具体例のような資料も御説明させていただいたりといった中で、徐々に進んできており、この4月以降、連携を結んでいただく施設さんが大幅に増えてきております。まだ全部とまではいっておりませんので、今後とも取組を進めていけたらと思っております。

3歳児の受入れの部分につきましては、当然保護者のニーズに合わせて、私ども利用調整をしております。あなたは保育園は無理だから、幼稚園に行きなさいといったことは言うておりません。ただ、色々お話を聞いていると、幼稚園のことをあまり御存知でない方がいらっしゃるのも事実です。中には本当は幼稚園で幼児教育を受けさせたいけれども、両親共働きなのでやむなく保育園で預かっていただいているという方もいらっしゃいます。そのような方には、保護者のニーズに合わせた情報提供をしていく必要があることから、幼稚園の取組状況などを福祉事務所が把握するために先程お話のあった幼稚園への

訪問等もさせていただいており、そういったことを踏まえまして、保育園のニーズにはしっかり対応するとともに、幼稚園を希望される方には幼稚園について情報提供できるよう取り組んでおります。

○升光委員

連携施設について、3つの要件があっても、そのどれかから始まって、ご縁のなかで、また膨らんでいったらということだと思いますので、一緒に何か考え合っていくとか、遠足に一緒に行ったりとか、そういうところからでもいいのかなと。ご縁ができると、ちょっと頑張ろうかなとか、ここでもできるかなというような可能性が広がるのではないかなという気がします。実際ふたを開けて見たら、実は連携施設でない小規模さんから入園されていたということが後から分かることってたくさんあります。今、福祉事務所の方が来ていただいているのは非常にありがたいですし、ネットワーク会議で保育所と小規模保育事業所とデイケアなどの施設と幼稚園と児童館などが連携していくなかで、実はこういう繋がりがあったんだねということが山ほど確認できたり、それぞれの施設に対する理解が深まったり、先生同士が顔見知りになったりといったことが、この2年ぐらいでずいぶん動いてきていると思いました。やっとそういうレベルになったということで、私も地域に保育所があることは知っていながら、積極的に足を踏み込まなかった責任もあるなと思っており、保護者の方が幼稚園の実情を知らないというのもその辺りに原因があったのかなという気がします。ですから、連携施設を進めていくというのは制度上、大切なあり様だと思うのですが、実は見えない連携がされている部分をもう少し意識的に私たちが捉え直していくという作業も同時にしたいなという気がします。

それと京都市全体のレベルで、実はこうなんだよということが分かるような、子育てフェスタじゃないですけども、保護者も体験ができる、お腹に赤ちゃんがいるお母さんも将来、自分がどうやって子育てしていくか、どういった施設を利用していくかを考えられるような取組をやりませんか。せっかく色々な委員が集まっているので、色々な話をしていく中で、目からうろこの提案が出てくるかもしれませんし、この大変な資料作成などの作業も減るかもしれません。この会議でそんなことに踏み込めないのかなという気がしました。私たちが努力しなきゃいけないことも、今日の会議で少し見えてきた気がしました。

○丸橋委員

おふいすパワーアップの丸橋です。今、升光委員が仰ってくださったように、何か変わればいいですね。私の方は、どうしても不安なお母さんが多すぎるのを何とかしてほしいだけですし、小規模保育に入ったはいいものの、3歳からどうしようという御相談は聞きすぎるほど聞いています。もう1つ、幼稚園でも働けるということを知りたいだけでも、本当に働ける幼稚園というのはどこですかという質問もあまりにも多いです。ですから、先程の福祉事務所の方が幼稚園や保育園、小規模保育にも行ってくださっているという前提ですけども、やはり地域のことを分かってくさって、どうしても福祉事務所に行ったお母さんたちから、きちっと答えてもらえなかった、求職中だったら仕事が見つからな

いと保育園に入れませんかというだけで終わりみたいな、いまひとつの対応の方もいらっしゃるれば、すごく詳しくて丁寧な方もいらっしゃるということを聞くので、幼稚園と保育園の違いも分からない保護者の方も多いですし、入れないということばかり事前に聞いていて不安になっている方もいれば、待機児童ゼロというのを聞いてのんきにされている方もいらっしゃるのです、皆さんに分かりやすく情報提供できるようなものがあればいいですね。どうしても色々な資料をもらえるのですけれども、子どもを抱えながら読むだけでも大変ですし、何が書いてあるか分かりにくいものも多いです。なので、先程仰ったフェスタみたいなもので、そういったところを解説や説明していただくような機会を設けていただければと思います。一番大事なのはお母さんを不安にさせずに、お母さんを笑顔にして、もっとお子さんと楽しく、お子さんもお母さんの笑顔でどんどん成長していただけるようにしていただければと思います。

○柿沼委員

大事なことを言い忘れたので1つだけ。今色々とお話があって、この事業計画もありますし、3歳の壁の問題など制度的に難しい問題もありながら、新制度ができたということは、認定こども園の会を代表して言いますと、やっぱり認定こども園という選択は、1号、2号が受け入れられて、また、子育て支援の機能があって、連携施設にもなり得るということで、非常に効果的だということはこの場でお話ししておかなければいけないなど。ただし、今まで京都の会議に出席させていただいて、これまで京都の幼稚園さん、保育園さん、子育て関係の方々がやってこられた伝統や文化で良い部分がたくさんあるなど勉強させていただいていますので、そういったものを残したまま、より発展的な、京都ならではの認定こども園のようなものが1つでも生まれてくれば、私としては非常に嬉しいと思います。特に幼稚園や保育所が1つしかないようなエリアであれば、認定こども園というものは非常に効果を発揮しますし、そういうところに小規模を作っても意味がないですから、0～5歳の1号、2号、3号が預かれるようなものが1つでも生まれてくれば大変ありがたいと思います。

○安藤部会長

そろそろ時間になりましたので、本日はここまでといたします。何か御意見がございましたら、お手元にあります御意見票に記載いただきますようお願いいたします。

小規模保育事業等の確保必要残量に係る議論については、本日で終結となり、今後、小規模保育事業等の事業者募集を実施していくこととなります。

本日は、これをもって閉会とさせていただきたいと思います。委員の皆様には積極的に御発言いただきまして、ありがとうございました。事務局の方も、本日出た御意見を勘案していただければと思います。それでは、事務局に進行をお返しします。

○荒木担当課長

安藤部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたって大変積極的に御発言いただき、ありがとうございました。大変参考になったと思っ

ておりますので、次回の部会の際にも皆様の御意見を踏まえまして、また私どもお話させていただければと思います。

それでは、以上で、第2回幼保推進部会を終了させていただきます。